

## 第4回から第7回までの会議のまとめ

## まとめにあたってのポイント

- 1 条例制定作業部会では、これまで条例の骨格とする事項を話し合ってきました。
- 2 市民からの意見が条例の骨格とする事項に活かされていますか？（資料2）
- 3 条例の骨格とする事項とは、市への要望事項ではありません。市民からの意見を基に条例制定作業部会の構成員自らが考える現状の改善策です。
- 4 グループ討議の間の発言については、議事録に収められていません。グループで話し合った結果、「条例案に明記すべき事項」としたことが、どのような話し合いの過程を経てそうなったのかが第三者にも分かるように「その考え」に記す必要があります。つまり、「その考え」とは、「条例案に明記すべき事項」の根拠となるものです。（「その考え」は、基本的に市民からの意見を基に生れてくるべきものと考えます。）
- 5 グループ討議により、項目間の表現が統一されていないので、全体の表現を整える必要があります。
- 6 各グループのまとめの発表を受けた後の意見がほとんどありませんでしたが、条例制定作業部会の構成員すべての方が、各グループのまとめたことについて、理解及び納得する必要があります。

関係法律	条例制定作業部会のまとめた原案	原案に対する事務局からの質問及び意見	事務局からの提案
	<p>① 相互理解の促進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市の責務として、<b>社会モデル</b>について正しく啓発・広報を行うこと。</p> </div> <p>(その考え)</p> <p>障がい者に対する医学モデルから社会の障壁や制度等にある社会モデルが重要であり、その事について正しい啓発・広報を行ってほしい。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「社会モデル」の定義付けが必要であるものと考えます。</li> <li>・①～⑨で「正しい」という用語が4回使用されていますが、条例の規定に基づく施策を実行するに当たっては当然のことであるため、削ってもよいものと考えます。仮に削れない重要な用語であるとするならば、すべての規定に使用する必要があるとともに、定義付けする必要があるものと考えます。</li> </ul> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なぜ、社会モデルの考えが相互理解の促進にとって重要なのかという根拠を示す必要があるものと考えます。</li> <li>・根拠ではなく、要望になっています。</li> </ul>	<p>① 相互理解の促進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p><del>市の責務として</del>は、社会モデルについて正しく啓発・広報を行うこと。</p> </div> <p>(その考え)</p> <p style="color: red;">再考したほうがよいものと考えます。</p>

障害者基本法

(教育)

第16条

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

(条例案に明記すべき事項)

市の責務として、義務教育における「正しい障がい者教育」を行うこと。

(その考え)

幼児期から後期中等教育を含む障がい者別の理解と協力を得るための教育を系統的に行ってほしい。

(条例案に明記すべき事項)

市の責務として、地域にある団体、組織等へ連携組織化を図ってほしい。

(その考え)

地域にあるあらゆる団体・組織等の横の連携・協働を図るために積極的に支援いただきたい。

(条例案に明記すべき事項)

(その考え)

- ・なぜ、義務教育における障がい者教育が相互理解の促進にとって必要なのかという根拠を示す必要があるものと考えます。
- ・根拠ではなく、要望になっています。

(条例案に明記すべき事項)

- ・要望と受け止められます。

(その考え)

- ・なぜ、団体、組織等の連携組織化が相互理解の促進にとって必要なのかという根拠を示す必要があるものと考えます。
- ・根拠ではなく、要望になっています。

(条例案に明記すべき事項)

市の責務として、義務教育における「正しい障がい者教育」を行うこと。

(その考え)

再考したほうがよいものと考えます。

(条例案に明記すべき事項)

市の責務として、地域にある団体、組織等へが連携組織化し、市と協働を図ってほしいよう支援すること。

(その考え)

再考したほうがよいものと考えます。

	<p>(条例案に明記すべき事項) 当事者・家族・関係者が主体的に啓発・広報・交流等について積極的に行動を行う。</p> <p>(その考え) 当事者・家族が主体となつてあらゆる機会に組織化をはじめ行動を行い相互理解に務めたい。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市民(地域)は、<b>障がい者</b>について理解、協力を務めたい。</p> <p>(その考え) 市民(地域)の理解が無ければ相互理解は進展しない。市民は機会を促へ、障がい者への理解・協力を深める。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え) ・なぜ、当事者等が主体となつて啓発等を行うことが相互理解の促進にとって必要なのかという根拠を示す必要があるものと考えます。 ・根拠ではなく、願望になっています。</p> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え) ・願望と受け止められます。 ・「障がい者」の定義付けが必要であるものと考えます。</p> <p>(その考え) ・なぜ、相互理解の促進にとって市民の理解が重要なのかという根拠を示す必要があるものと考えます。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項) <del>当事者</del><b>障がい者</b><del>、その家族</del><b>及びその関係者</b><del>は、</del><b>自らが主体的となつて啓発</b><del>、</del><b>広報</b><del>、</del><b>交流等について</b><del>を</del><b>積極的に行動を行うこと。</b></p> <p>(その考え) <b>再考したほうがよいものと考えます。</b></p> <p>(条例案に明記すべき事項) <del>市民(地域)</del><b>は、障がい及び障がい者について理解し、障がい者に協力配慮するよう</b><del>に務めたい</del><b>努めること。</b></p> <p>(その考え) <b>再考したほうがよいものと考えます。</b></p>
--	---	---	---

<p>障害者基本法 (差別の禁止)</p> <p>第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p> <p>障害者基本法 (差別の禁止)</p> <p>第4条</p> <p>2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとなら</p>	<p>(条例案に明記すべき事項) 市の責務として財政的に支援を行うこと。</p> <p>(その考え) 条例制定に伴う事やその後についての財政的支援を行うこと。</p> <p>② 権利擁護</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 何人も障がい者に対し、差別をしてはならない。</p> <p>(その考え) 障がいのある人もない人も同じようにかげがえのない人生を自分らしく地域で生きる権利がある。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 合理的配慮</p> <p>(その考え) 障害者権利条約第19条には「すべての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を認めるものとし」と、規定されているように、障がいにより</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>・財政上の措置に関する規定は、相互理解の促進に限ったことではないため、総則的規定に明記すべきであるものと考えます。</p> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>・「差別」の定義付けが必要であるものと考えます。</p> <p>(その考え)</p> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>・第4回会議議事録40頁によれば、社会的障壁という言葉を入れて合理的配慮の規定を置くということであるが、①～⑨においてまとめられた条例案に明記すべき事項が社会的障壁を取り除くために実施される合理的配慮であるというこ</p>	<p>(条例案に明記すべき事項) <del>市の責務として財政的に支援を行うこと。</del></p> <p>(その考え) <del>条例制定に伴う事やその後についての財政的支援を行うこと。</del></p> <p>② 権利擁護</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 何人も、障がい者に対し、差別をしてはならない。</p> <p>(その考え) 障がいのある人もない人も同じようにかげがえのない人生を自分らしく地域で生きる権利があるため。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 合理的配慮</p> <p>(その考え) <del>障害者権利条約第19条には「すべての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を認めるものとし」と、規定されているように、障がいにより</del></p>
--	--	--	--

<p>ないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p> <p><b>障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律</b> (障害者に対する虐待の禁止) 第3条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。</p>	<p>できないことは支援を受けながら<b>普通</b>に人生を過ごすことができるようにすべきである。特別なことを求めているわけではない。<b>社会的障壁</b>という言葉も入れる。</p> <div data-bbox="660 574 1108 678" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(条例案に明記すべき事項) <b>障がい者</b>に対しての虐待禁止</p> </div> <p>(その考え) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第79号の定義に障害者虐待の類型は5つと規定されているが、それを検討する虐待禁止委員会の設置が必要。</p> <div data-bbox="660 1061 1108 1204" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(条例案に明記すべき事項) 相談・助言及びあっせんの申立て</p> </div> <p>(その考え) 市の機関に設置する。</p>	<p>とでよいのではないか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「合理的配慮」、「社会的障壁」の定義付けが必要であるものと考えます。</li> </ul> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>普通とはどのようなことをいうのか？</li> </ul> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>条例案に明記すべきであるとした根拠になっていません。</li> </ul> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>根拠になっていません。</li> </ul>	<p><del>できないことは支援を受けながら普通に人生を過ごすことができるようにすべきである。特別なことを求めているわけではない。社会的障壁という言葉も入れる。</del></p> <div data-bbox="1668 574 2116 678" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(条例案に明記すべき事項) 障がい者に対しての虐待禁止</p> </div> <p>(その考え) <b>再考したほうがよいものと考えます。</b></p> <div data-bbox="1668 1061 2116 1252" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(条例案に明記すべき事項) <b>市は、障がい者からの相談<sup>一</sup>、助言及びあっせんの申立てを受けける機関を設置すること。</b></p> </div> <p>(その考え) <b>再考したほうがよいものと考えます。</b></p>
--	--	--	---

<p><b>障害者基本法</b> (公共的施設のバリアフリー化) 第21条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。次項において同じ。）その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(条例案に明記すべき事項) 権利侵害に対する解決手段</p> <p>(その考え) 権利侵害に対して解決する仕組みが必要。</p> <p>③ 生活環境</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(条例案に明記すべき事項) 市は、道路における段差の解消、歩道の確保、視覚障がい者誘導ブロック、音声案内等の整備に努めるべきであること。</p> <p>(その考え) 車イス利用者や視覚障がい者の歩行に支障が来たす事態の解消が進んでいないため。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え) ・なぜ、権利侵害に対して解決する仕組みが必要なのかという根拠を示す必要があるものと考えます。</p> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え) ・段差の解消、歩道の確保、視覚障がい者誘導ブロック、音声案内等の整備は、条例に基づく具体的な施策となります。</p> <p>(その考え)</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(条例案に明記すべき事項) 市は、障がい者に対する権利侵害に対する解決手段する仕組みを構築すること。</p> <p>(その考え) 再考したほうがよいものと考えます。</p> <p>③ 生活環境</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(条例案に明記すべき事項) 市は、道路における段差の解消、歩道の確保、視覚障がい者誘導ブロック、音声案内等の整備に努めるべきであること。</p> <p>(その考え) 車イス椅子利用者や視覚障がい者の歩行に支障が来たす事態の解消が進んでいないため。 (取り組むべき具体的な施策) 段差の解消、歩道の確保、視覚障がい者誘導ブロック、音声案内等の整備</p>
---	--	---	---

## 障害者基本法

(住宅の確保)

第20条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

## 障害者基本法

(住宅の確保)

第20条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

(条例案に明記すべき事項)

公営住宅のUD化、公営住宅における障がい者・高齢者専用住宅の一層の確保を市に義務付けること。

(その考え)

障害者基本法第20条の求める地方公共団体の責務が十分には果たされていないため、特に、既存の市営住宅のUD化改造に努める必要があると考えられるため。

(条例案に明記すべき事項)

市は、民間共同住宅のUD化に対して、補助金の交付等の支援制度を整備すべきであること。

(その考え)

障がい者専用の公営住宅の整備の不足を補うためには、障がい者の入居可能な民間アパートの確保が不可欠であり、そのためには、改造費等の援助制度が必要となるため。

(条例案に明記すべき事項)

・目的規定、理念規定及び定義規定の議論がなされていませんが、本条例の対象は「障がい者」です。  
(その考え)

(条例案に明記すべき事項)

・補助金の交付等は、条例に基づく具体的な施策となります。  
(その考え)

(条例案に明記すべき事項)

市は、~~公営市営住宅のUD化~~、~~公営住宅における及び障がい者・高齢者専用住宅の一層の確保を市に義務付ける~~行うこと。

(その考え)

障害者基本法第20条の求める地方公共団体の責務が十分には果たされていないため、特に、既存の市営住宅のUD化改造に努める必要があると考えられるため。

(条例案に明記すべき事項)

市は、民間共同住宅のUD化に対して、~~補助金の交付等のする~~支援制度を整備すべきであること。

(その考え)

障がい者専用の~~公営市営住宅の整備~~の不足を補うためには、障がい者の入居可能な民間アパートの確保が不可欠であり、そのためには、改造費等の援助制度が必要となるため。

	<p>(条例案に明記すべき事項) 市は、<b>障がい者</b>の民間住宅の賃借を円滑化するため、①障がいを理由とする入居拒否を禁止し、②<b>障がい者</b>が賃借する際の保証人制度を整備すべきこと。</p> <p>(その考え) 障がい者が民間住宅を賃借することが今猶困難な状況があり、これを克服するために必要な処置を講じる必要があるため。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) <b>障がい者</b>のためのショートステイ、グループホーム、福祉ホーム高齢者入所施設の整備に努めるべきことを明記すること。</p> <p>(その考え) これらの施設の整備は、親亡き後の問題の解決にも結びつくものであ</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的規定、理念規定及び定義規定の議論がなされていませんが、本条例の対象は「障がい者」です。</li> </ul> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の交付等は、条例に基づく具体的な施策となります。</li> </ul>	<p>(取り組むべき具体的な施策) 民間共同住宅のUD化に対する補助金の交付</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、障がい者の民間住宅の賃借を円滑化するため、④障がいを理由とする入居拒否を禁止し、⑤障がい者が賃借する際の保証人制度を整備す<b>べき</b>こと。</p> <p>(その考え) 障がい者が民間住宅を賃借することが今猶<b>なお</b>困難な状況<b>に</b>あり、これを克服するために必要な処置を講じる必要があるため。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、障がい者のためのショートステイ、グループホーム、福祉ホーム<b>高齢者入所施設</b>の整備に努める<b>べき</b>ことを明記すること。</p> <p>(その考え) これらの施設の整備は、親亡き後</p>
--	--	---	--

<p>障害者基本法 (公共的施設のバリアフリー化) 第21条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設(車両、船舶、航空</p>	<p>り、特に早急に整備すべきことが求められるところ。市内には、知的障がい者のためのグループホームが全くないという状況にあり、精神障がい者のためのグループホームも不足している状況にある。</p> <p>市は、これらの施設の整備に関する基本計画を立て、年度ごとの整備目標を具体化するとともに、補助金の交付等に努めるべきである。</p> <div data-bbox="660 1058 1106 1350" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(条例案に明記すべき事項) 市及び事業者は、公共的施設を建設するにあたっては、計画段階において障がい者の要望を聴取する機会を必ず設けるべきである旨を明記すること。</p> </div> <p>(その考え)</p>	<p>(条例案に明記すべき事項) ・「事業者」の定義付けが必要であるものと考えます。 (その考え)</p>	<p>の問題の解決にも結びつくものであり、特に早急に整備すべきことが求められるところである。市内には、知的障がい者のためのグループホームが全くないという状況にあり、また、精神障がい者のためのグループホームも不足している状況にあるため。</p> <p><del>市は、これらの施設の整備に関する基本計画を立て、年度ごとの整備目標を具体化するとともに、補助金の交付等に努めるべきである。</del></p> <p>(取り組むべき具体的な施策) ショートステイ、グループホーム及び福祉ホームの整備に関する基本計画の策定及びそれらの施設の整備に対する補助金の交付</p> <div data-bbox="1668 1058 2114 1390" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(条例案に明記すべき事項) 市及び事業者は、公共的施設を建設整備するにあたっては、計画段階において、障がい者の要望意見を聴取する機会を必ず設けるべきである旨を明記すること。</p> </div>
---	--	---	---

<p>機等の移動施設を含む。次項において同じ。) その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。</p> <p>2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。</p>	<p>公共的施設をUD化することは、法令上も義務付けられているところであるが、障がい者の要望を事前に聴取して計画化するという手順が守られていないために、建設完了後に手直しを迫られるというケースが多く見られている。</p> <div data-bbox="660 670 1108 1061" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市及び事業者は、障害者基本法 21 条 2 項に基づいて、公共的施設に求められる措置としての障がい者専用駐車場、トイレ、音声によるガイド、手話・筆記手段の確保につとめるべきこと。</p> </div> <p>(その考え)</p> <p>公営温泉、J R、スーパー、コンビニ、A T M、市役所対応窓口、銀行等において、障がい者の利用を一層容易にするため。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者が公共的施設を円滑に利用できていない事実を示す必要があるものと考えます。</li> </ul>	<p>(その考え)</p> <p>公共的施設をUD化することは、法令上も義務付けられているところであるが、障がい者の<b>要望意見</b>を事前に聴取し<b>いて計画化整備するとい</b><del>う手順が守られて</del>していないために、<b>建設整備</b>完了後に手直しを迫られるというケースが<b>多</b>く見られている<b>ため</b>。</p> <div data-bbox="1668 670 2116 1109" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市及び事業者は、障害者基本法第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づい<b>て</b>き、公共的施設に求められる措置<b>設備</b>として<b>の</b>、障がい者専用駐車場、トイレ、音声によるガイド、手話<b>＝及び</b>筆記手段<b>その他の設備</b>の確保に<b>つと努めるべき</b>こと。</p> </div> <p>(その考え)</p> <p>公営温泉、J R、スーパー、コンビニ、A T M、市役所対応窓口、銀行等において、障がい者の利用を<b>＝層容易にする</b> (障がい者が公共的施設を円滑に利用できていない事実を</p>
--	---	---	---

	<p>(条例案に明記すべき事項) 市及び事業者は、車いす利用者、視覚聴覚障がい者のＪＲ、バス、タクシーへの利用を円滑にするため体制の整備、研修の実施等につとめるべきこと。</p> <p>(その考え) 車いすによるＪＲの利用が不可能なこと、支援連絡が不十分であったり、運転手による乗車拒否、迷惑顔、リフトバス、低床バスの不足等の問題が解消していないため。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、精神障がい者に対する交通手段の確保等に関する施策の拡充につとめるべきこと。</p> <p>(その考え) バス料金軽減等が精神障がい者には図られていないため。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p>	<p>挿入する必要があるものと考えます) ため。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市及び事業者は、車いす椅子利用者<del>←並びに</del>視覚及び聴覚障がい者のＪＲ、バス、タクシーへの利用を円滑にするための体制の整備、研修の実施等に<del>つと</del>努めるべきこと。</p> <p>(その考え) 車いすによるＪＲの利用が不可能なこと、また、支援連絡が不十分であったり、運転手による乗車拒否<del>←及び迷惑顔←並びに</del>リフトバス<del>←及び</del>低床バスの不足等の問題が解消していないため。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、精神障がい者に対する交通手段の確保等に関する施策の拡充に<del>つと</del>努めるべきこと。</p> <p>(その考え) 身体障がい者及び知的障がい者と比べて、バス料金などの公共交通料</p>
--	---	---	--

## 障害者基本法

(防災及び防犯)

第26条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。

(条例案に明記すべき事項)

市は、**障害者**に対する災害時の支援のあり方について東日本大震災の教訓を踏まえた基本計画の策定に取り組むべきこと。

その内容として、

- ① 要援護者リストの作成のあり方の再検討と援助者リスト、援助手順作成の必要性
- ② 福祉避難所の整備の必要性
- ③ 災害時の情報伝達システムの整備の必要性（特に視覚障害）
- ④ 避難後の支援のあり方、避難所の運営のあり方に関するマニュアルの作成の必要性
- ⑤ **障がい者**に必要とされる災害用備蓄品の確保のための指針
- ⑥ 防災士を含む災害ボランティア育成システムの必要性
- ⑦ 日常的な防災ネットワーク

(条例案に明記すべき事項)

- ・「その内容として」以降は、条例に基づく具体的な施策となっています。
- (その考え)
- ・目玉ともいえるべきテーマではありますが、それは条例案に明記すべきであるとする客観的な根拠にはなりません。

金の軽減等割引措置制度が精神障がい者には図られていないため。

(条例案に明記すべき事項)

市は、**障がい者**に対する災害時の支援のあり方について、東日本大震災の教訓を踏まえた基本計画の策定に取り組むべきこと。

~~その内容として、~~

- ~~① 要援護者リストの作成のあり方の再検討と援助者リスト、援助手順作成の必要性~~
- ~~② 福祉避難所の整備の必要性~~
- ~~③ 災害時の情報伝達システムの整備の必要性（特に視覚障害）~~
- ~~④ 避難後の支援のあり方、避難所の運営のあり方に関するマニュアルの作成の必要性~~
- ~~⑤ 障がい者に必要とされる災害用備蓄品の確保のための指針~~
- ~~⑥ 防災士を含む災害ボランティア育成システムの必要性~~

	<p style="text-align: center;"><b>の構築に努めること 等を盛り込むこと。</b></p> <p>(その考え)</p> <p>これらは、東日本大震災の教訓として、特に重要な事項であり、本条例の目玉ともいふべきテーマである。</p>		<p style="text-align: center;"><del>⑦ 日常的な防災ネットワーク の構築に努めること 等を盛り込むこと。</del></p> <p>(その考え)</p> <p style="color: red;">再考したほうがよいものと考えます。</p> <p style="color: red;">(取り組むべき具体的な施策)</p> <p style="color: red;">① 要援護者リストの作成のあり方の再検討並びに援助者リスト及び援助手順作成</p> <p style="color: red;">② 福祉避難所の整備</p> <p style="color: red;">③ 災害時の情報伝達システムの整備 (特に視覚障害)</p> <p style="color: red;">④ 避難後の支援のあり方、避難所の運営のあり方に関するマニュアルの作成</p> <p style="color: red;">⑤ 障がい者に必要とされる災害用備蓄品の確保のための指針の策定</p> <p style="color: red;">⑥ 防災士を含む災害ボランティア育成システムの構築</p> <p style="color: red;">⑦ 日常的な防災ネットワークの構築</p>
--	---	--	--

## 障害者基本法

(防災及び防犯)

第26条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。

(条例案に明記すべき事項)

市は、市内各地区ごとに、**障がい者・高齢者の参加する防災避難訓練を毎年実施することに努めること。**

(その考え)

これらは、東日本大震災の教訓として、特に重要な事項であり、本条例の目玉ともいふべきテーマである。

### ④ 雇用・就労

(条例案に明記すべき事項)

**事業者は、労働者の募集又は採用に当たって、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをしないこと。**

(その考え)

「単独で通勤ができるか」「車いすの方が使用できるトイレがない」「ADLが自立している」等々の欠格条項があることは間接的な差別にあたる。

(条例案に明記すべき事項)

・目的規定、理念規定及び定義規定の議論がなされていませんが、本条例の対象は「障がい者」です。

(その考え)

・目玉ともいふべきテーマではありますが、それは条例案に明記すべきであるとする客観的な根拠にはなりません。

(条例案に明記すべき事項)

・「不利益な取扱い」の定義付けが必要であるものと考えます。  
・「障がい」の定義付けが必要であるものと考えます。

(その考え)

・障がいを理由とした不利益な取扱いは、直接差別ではないのか？  
・「また」以降は、条例案に明記すべき事項にあたり、それは、「その他不利益な取扱いをしないこと」に含まれるものと考えます。

(条例案に明記すべき事項)

市は、市内各地区ごとに、**障がい者~~・高齢者~~の参加する防災避難訓練を毎年実施することに努めること。**

(その考え)

再考したほうがよいものと考えます。

### ④ 雇用・就労

(条例案に明記すべき事項)

事業者は、労働者の募集又は採用に当たって、**障害がいを理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し付し、その他不利益な取扱いをしないこと。**

(その考え)

「単独で通勤ができるか」「**社内に**車いすの方が使用できるトイレがない」「ADLが自立している**か**」等々の欠格条項があることは**間接直接的**

<p>障害者の雇用の促進等に関する法律 （障害者である短時間労働者の待遇に関する措置）</p> <p>第80条 事業主は、その雇用する障害者である短時間労働者が、当該事業主の雇用する労働者の所定労働時間労働すること等の希望を有する旨の申出をしたときは、当該短時間労働者に対し、その有する能力に応じた適切な待遇を行うように努めなければならない。</p>	<p>また、採用試験に於いては、障がい特性に即した試験方法を実施すること。（合理的配慮）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>（条例案に明記すべき事項）</p> <p>事業者は、賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、障害を理由として、不利益な取扱いをしないこと。</p> </div> <p>（その考え）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がい者の特性に合わせた短時間労働の実施。</li> <li>・重度身体障がい者の在宅就労の実施。</li> <li>・福祉的就労に於ける工賃を増やす方策の実施。</li> </ul>	<p>（条例案に明記すべき事項）</p> <p>（その考え）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・根拠になっていません。条例に基づく具体的な取組内容となっています。</li> </ul>	<p>な差別にあたるため。</p> <p><del>また、採用試験に於いては、障がい特性に即した試験方法を実施すること。（合理的配慮）</del></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>（条例案に明記すべき事項）</p> <p>事業者は、賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、障害がいを理由として、不利益な取扱いをしないこと。</p> </div> <p>（その考え）</p> <p>再考したほうがよいものと考えます。</p> <p>（事業者の具体的な取組内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 精神障がい者の特性に合わせた短時間労働の実施。</li> <li>② 重度身体障がい者の在宅就労の実施。</li> <li>③ 福祉的就労における工賃を増やす方策の実施。</li> </ol>
---	---	---	--

## 障害者基本法

(雇用の促進等)

### 第19条

2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

(条例案に明記すべき事項)

事業者は、障がい者が働きやすい環境を整えるよう努力すること。

(その考え)

- ・働きやすい環境を整えるよう各種雇用助成金の利用を進める。
- ・ジョブコーチの利用、障害者職業生活相談員を配置し、障がい者の相談体制を整え、長期による就労に繋がられるようにする。
- ・会議、研修の際の資料等について障がい特性に即した合理的配慮を行う。

(条例案に明記すべき事項)

市及び事業者は、障がいを理由として、解雇し、又は退職を強いることを禁ず。

(その考え)

- ・雇用助成金が終わると無言の圧力

(条例案に明記すべき事項)

(その考え)

- ・根拠になっていません。条例に基づく具体的な取組内容となっています。

(条例案に明記すべき事項)

(その考え)

- ・聞いたことがあるでは、根拠にはなりません。

(条例案に明記すべき事項)

事業者は、障がい者が働きやすい環境を整えるよう努力すること。

(その考え)

再考したほうがよいものと考えます。

(事業者の具体的な取組内容)

- ① 働きやすい環境を整えるよう各種雇用助成金の利用を進める。
- ② ジョブコーチの利用、障害者職業生活相談員を配置し、障がい者の相談体制を整え、長期による就労に繋がられるようにする。
- ③ 会議、研修の際の資料等について障がい特性に即した合理的配慮を行う。

(条例案に明記すべき事項)

市及び事業者は、障がいを理由として、障がい者を解雇し、又は退職を強いることを禁ず。てはならないこと。

(その考え)

や嫌がらせ等により退職を強いることが過去の事例であったと聞いたことがある。

(条例案に明記すべき事項)

市は、障がい者の希望と適性に応じ、障がい者が雇用契約に基づき就労することが可能となり、及び福祉的就労関係事業所（障害者自立支援法に基づく就労継続支援その他就労関係の事業を実施する事業所をいう。第31条第3項及び第32条において同じ。）における工賃の水準の向上その他必要な環境が整備されるよう、企業、関係行政機関その他関係者との連携及び協力により、必要な施策を講じなければならない。

(その考え)

- ・障がい者の雇用・就労の推進に向けた施策を講ずること。
- ・各種雇用助成金の活用の啓発と助成金制度では対応できない通勤支援等の公的サービスの利用を可能

(条例案に明記すべき事項)

- ・ヘルスキーパー制度導入の推進に関することについては、どのように盛り込むのか？

(その考え)

- ・根拠になっていません。条例に基づく具体的な施策となっています。

再考したほうがよいものと考えます。

(条例案に明記すべき事項)

市は、障がい者の希望と適性に応じ、障がい者が雇用契約に基づき就労することが可能となり、及び福祉的就労関係事業所（障害者自立支援法に基づく就労継続支援その他就労関係の事業を実施する事業所をいう。~~第31条第3項及び第32条において同じ。~~）における工賃の水準の向上その他必要な環境が整備されるよう、企業、関係行政機関その他関係者との連携及び協力により、必要な施策を講じなければならないこと。

(その考え)

再考したほうがよいものと考えます。

(取り組むべき具体的な施策)

- ① 障がい者の雇用、就労の推進に向けた施策の実施。

<p><b>障害者基本法</b> (雇用の促進等)</p> <p>第 19 条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用の促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。</p> <p><b>障害者の雇用の促進等に関する法律</b> (身体障害者又は知的障害者の雇用に関する事業主の責務)</p> <p>第 37 条 すべて事業主は、身体障害者又は知的障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであって、進んで身体障害者又は知的障害者の雇入れに努めなけ</p>	<p>とする新たな施策の推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>官公需及び一般入札の際の障がい者雇用事業所へのより一層の配分増加措置の実施。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市及び障がい者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号) 第 43 条第 1 項に規定する事業主又は使用者は、同条第 2 項で定める障害者雇用率の達成はもとより、一層の障がい者雇用の促進に努めなければならない。</p> <p>前項以外の事業主又は使用者は、事業内容などを勘案して、障がい者の雇用促進に努めるものとする。</p> </div> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、市の障害者法定雇用率は達成されてはいるが、まだまだ数的には少ないと言わざるを得ない状</li> </ul>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>根拠ではなく、願望や要望になっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 各種雇用助成金の活用の啓発と助成金制度では対応できない通勤支援等の公的サービスの利用を可能とする新たな施策の実施。</li> <li>③ 官公需及び一般入札の際の障がい者雇用事業所へのより一層の配分増加措置の実施。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市及び障がい者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号) 第 43 条第 1 項に規定する事業主又は使用者は、同条第 2 項で定める障害者雇用率の達成はもとより、一層の障がい者雇用の促進に努めなければならないこと。</p> <p>前項以外また、その他の事業主又は使用者は、事業内容などを勘案して、障がい者の雇用促進に努めるものとする。</p> </div> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、市の障害者法定雇用率は達成されてはいるが、まだまだ数的には少ない低いと言わざるを得な</li> </ul>
--	--	---	---

<p>ればならない。</p>	<p>況にある為、より一層の雇用が望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職種は色々ありますが、様々な障がい、また、重度、軽度に係らず就労が可能となるよう事業者には雇用形態、仕事内容の細分化をお願いしたい。</li> </ul> <p>⑤ 保健・医療</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、<b>障がい者</b>及びその家族が安心して医療を受けられるための施策を講じること。そのために、各現場の垣根を越えて連携し、また必要な財源を確保すること。</p> </div> <p>(その考え)</p> <p>障がい者及びその家族は、様々な困難を抱えており、医療を受けることがままならないことがある。また、個別の障がいについて医療関係者に知識や理解がなく対応が困難な場合もある。したがってだれもが医療受けられることを保障するための支援策、及び医療関係者の障がいへの理</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政上の措置に関する規定は、保健・医療に限ったことではないため、総則的規定に明記すべきであるものと考えます。</li> </ul> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な困難という根拠に乏しいため、具体的なことを1つ又は2つ列挙したほうがよいと考えます。</li> <li>・「特に」以降は、条例に基づく具体的な施策となっています。</li> <li>・障害者自立支援法に基づく市の新規施策の実施はありえません。</li> </ul>	<p>い状況にある<b>ため</b>、<del>より一層の雇用が望まれる</del>。(事業主又は使用者の現状が抜けています。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再考したほうがよいものと考えます。</li> </ul> <p>⑤ 保健・医療</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、障がい者及びその家族が安心して医療を受けられるための施策を講じること。そのために、各現場の垣根を越えて連携し、<del>また必要な財源を確保すること</del>。</p> </div> <p>(その考え)</p> <p>障がい者及びその家族は、<del>様々な困難</del> (具体的な困難を挿入する必要があります。)を抱えており、医療を受けることがままならないことがある。また、個別の障がいについて、医療関係者に知識や理解がなく対応が困難な場合もある。したがってだれもが医療を受けられる</p>
----------------	---	--	---

	<p>解を進めることが不可欠である。</p> <p>特に以下の事項を実現する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援法、地域生活支援事業における別府市独自の施策の拡充と必要な財源の確保。</li> <li>・医療現場での介護サービス利用（コミュニケーション支援・通院支援の拡充等）の実現。</li> <li>・65歳になる障がい者への介護保険1割利用料金負担の減免施策の実施と市単独での財源の確保。</li> <li>・医療、介護、教育現場との連携による発達障がい児への相談体制と適切な支援及び保育、義務教育を安心して受けられるような施策の実施。また、これら施策に係る人材の育成。</li> </ul>		<p>ことを保障するための支援策、及び医療関係者の障がいへの理解を進めることが不可欠であるため。</p> <p>特に以下の事項を実現する必要がある。</p> <p><del>・自立支援法、地域生活支援事業における別府市独自の施策の拡充と必要な財源の確保。</del></p> <p><del>・医療現場での介護サービス利用（コミュニケーション支援・通院支援の拡充等）の実現。</del></p> <p><del>・65歳になる障がい者への介護保険1割利用料金負担の減免施策の実施と市単独での財源の確保。</del></p> <p><del>・医療、介護、教育現場との連携による発達障がい児への相談体制と適切な支援及び保育、義務教育を安心して受けられるような施策の実施。また、これら施策に係る人材の育成。</del></p> <p>(取り組むべき具体的な施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援事業における別府市独自の施策の実施。</li> <li>・医療現場での介護サービス利用（コミュニケーション支援・通院支援</li> </ul>
--	--	--	---

	<p style="text-align: center;">(条例案に明記すべき事項)</p> <p style="text-align: center;">市は、緊急を要する事態について の対応を確立すること。</p> <p>(その考え)</p> <p>精神科等の緊急時の対応は不十分である。その対応を民間病院のみに委ねるのではなく、公的な対応が不可欠である。自治体が責任を持って、病院、家族会、消防等の連携をすすめ対応を充実させることが必要である。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ どのような理由で対応が不十分であるのかが分かりません。</li> </ul>	<p>の拡充等)の実現。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65歳になる障がい者への介護保険1割利用料金負担の減免施策の実施。</li> <li>・ 医療、介護、教育現場との連携による発達障がい児への相談体制と適切な支援及び保育、義務教育を安心して受けられるような施策の実施。また、これら施策に係る人材の育成。</li> </ul> <p style="text-align: center;">(条例案に明記すべき事項)</p> <p style="text-align: center;">市は、障がい者に緊急を要する 事態について発生した場合 の対応を確立すること。</p> <p>(その考え)</p> <p><del>精神科等病院</del>の緊急時の対応は、 (理由を挿入する必要があるものと 考えます。)不十分である。そのため、 その対応を民間病院のみに委ねるの ではなく、公的な対応が不可欠である。 自治体が責任を持って、病院、 家族会、消防等の連携をすす<del>め</del><b>推進</b> し、緊急時の対応を充実させること が必要であるため。</p>
--	---	--	---

	<p>(条例案に明記すべき事項) 市は、医療現場の改善に<b>障がい者</b>及びその家族の声を反映するよう仕組みを整備する。</p> <p>(その考え) 市が実施したアンケート及び条例をつくる会のアンケートにおいても、医療現場における具体的な課題が様々に指摘されている。これらの声を放置せず、一つずつ改善されるための仕組みが欠かせない。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、<b>障がい者</b>が住み慣れた地域で暮らすことができるように、地域における<b>障がい</b>への理解を進めるとともに、自治委員・民生児童委員・保健・医療・福祉・教育関係者等による地域における<b>障がい者</b>とその家族への理解と支援のシステムを確立する。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え) ・様々という根拠に乏しいため、具体的なことを1つ又は2つ列挙したほうがよいと考えます。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) ・保健・医療に関するだけでなく、相互理解の促進に関するのではないか？</p> <p>(その考え)</p>	<p>(条例案に明記すべき事項) 市は、医療現場の改善に障がい者及びその家族の声を反映するよう仕組みを整備すること。</p> <p>(その考え) 市が実施したアンケート及び条例をつくる会のアンケートにおいても、医療現場における具体的な課題が<del>様々</del>（具体的な課題を挿入する必要があるものと考えます。）に指摘されている。これらの声を放置せず、一つずつ改善される<b>する</b>ための仕組みが欠かせない<b>ため</b>。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、障がい者が住み慣れた地域で暮らすことができるように、地域における障がいへの理解を進めるとともに、自治委員・民生<b>委員</b>・児童委員・保健・医療・福祉・教育関係者等による地域における障がい者とその家族への理解と支援のシステムを確立する。</p>
--	--	--	---

	<p>(その考え)</p> <p>障がい者とその家族は、周囲に理解してもらえない困難を抱えて地域で暮らしている。その実情を理解し、様々な立場の人たちが協力して支え合う地域をつくるのが安心して暮らせる地域をつくることになる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、保健・医療サービスを利用しやすくするために、国や県に対して提言するとともに、市独自で可能な取り組みは積極的に推進する。</p> </div> <p>(その考え)</p> <p>医療費の支払や手続きについて、簡素化を進めている地域が増えているが、本県・本市では取り組みが進んでいない。外出や書類の記入が困難等の人たちに対する手続きの簡素化は急ぐべきである。</p> <p>具体的に、重度心身障害者医療費の医療機関窓口での精算体制の早期実施が必要である。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「具体的に」以降は、条例に基づく具体的な施策となっています。</li> </ul>	<p>(その考え)</p> <p>障がい者とその家族は、周囲に理解してもらえない困難を抱えて地域で暮らしている。その実情を理解し、様々な立場の人たちが協力して支え合う地域をつくるのが障がい者が安心して暮らせる地域をつくることになるため。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、保健・医療サービスを利用しやすくするために、国や県に対して提言するとともに、市独自で可能な取り組みは積極的に推進すること。</p> </div> <p>(その考え)</p> <p>医療費の支払や手続きについて、簡素化を進めている地域が増えているが、本県・本市では取り組みが進んでいない。外出や書類の記入が困難等の人たちに対する手続きの簡素化は急ぐべきである。</p> <p><del>具体的に、重度心身障害者医療費の医療機関窓口での精算体制の早期実施が必要である。</del></p>
--	---	--	---

	<p>(条例案に明記すべき事項)  医療、介護等の事業者は、従事者に対して、障がい者（児）や障がいに対する理解を進めるための研修を受けさせるよう努めなければならない。</p> <p>(その考え)  現在の障がいの定義を「社会モデル」と考えた時に、これまでの範囲では収まらない部分が出てくると考えられることから、様々な障がい種別に関する知識や技術が望まれる。これらスキルや経験のための研修を実施する際は、有識者のみならず当事者やその家族を講師として招致し、経験や思いを聞く機会をできるだけ多く設けることが望まれる。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・等とは、何を包括しているのですか？</li> <li>・「障がい児」の定義付けが必要であるものと考えます。</li> </ul> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの定義を社会モデルと考えるのであれば、研修が必要な者は、医療、介護等の事業者に限らないのではないか。条例案に明記すべき事項とその考えとの関係に違和感を覚えます。</li> <li>・根拠ではなく、願望になっています。</li> </ul>	<p>(取り組むべき具体的な施策)  重度心身障害者医療費の支給の現物給付化</p> <p>(条例案に明記すべき事項)  医療、介護等の事業者は、従事者に対して、障がい者（児）や障がいに対する理解を進めるための研修を受けさせ実施するよう努めなければならないこと。</p> <p>(その考え)  再考したほうがよいものと考えます。</p>
--	--	--	--

<p>教育基本法 (教育の機会均等)</p> <p>第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十</p>	<p>⑥ 保育・教育</p> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、小学校就学前の障がいのある子どもに対し、共に生き、共に育ち合う保育を基本とし、他の児童とともに集団幼保育を実施すること。</p> <p>(その考え)</p> <p>障がいのある子どもの健全発達には、他の子どもと遊びや学びなどを共に行うことにより、障がいのある子どもはもとより他の子ども達にも、地域にも健全な発達を促す。</p> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、教育を受けるに当たり、日本国憲法をはじめ、教育基本法、障害者基本法に基づき、教育の機会均等を保障されなければならない。</p> <p>(その考え)</p> <p>教育を権利として受け止め、誰もが等しく権利を行使出来るよう条文化してほしい。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p> <p>・この考えの根拠は何ですか？</p> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p> <p>・根拠ではなく、要望になっています。</p>	<p>⑥ 保育・教育</p> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、小学校就学前の障がいのある子ども<del>児</del>に対し、共に生き、共に育ち合う保育を基本とし、他の児童とともに集団幼保育を実施すること。</p> <p>(その考え)</p> <p>障がいのある子どもの健全発達には、他の子どもと遊びや学びなどを共に行うことにより<b>促され</b>、障がいのある子どもはもとより他の子ども達にも、地域にも健全な発達を促すため。</p> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、<del>教育を受けるに当たり、</del><b>障がい者に対し</b>、日本国憲法をはじめ、教育基本法、障害者基本法に基づ<b>づ</b>き、教育の機会均等を保障<b>され</b>なければならない。</p> <p>(その考え)</p> <p><b>再考したほうがよいものと考えます。</b></p>
--	--	---	---

分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

## 障害者基本法

(教育)

第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

(条例案に明記すべき事項)

市は、就学時はもとより就学前の幼保を含め包括的な支援を行わねばならない。

(その考え)

現状は障がい児の希望や保護者の希望がかなわない。

(条例案に明記すべき事項)

市は、義務教育の中で障がいの正しい理解を得られるようカリキュラム等に位置付けるとともに、児童、生徒、保護者等に対して、福祉教育を行ってほしい。

(その考え)

障がいの正しい理解を子どもの段階から教育してほしい。

(条例案に明記すべき事項)

(その考え)

・どういった希望なのかということ  
を具体的に1つ又は2つ列挙した  
ほうがよいと考えます。

(条例案に明記すべき事項)

・保育・教育に関するのではなく、  
相互理解の促進に関するものでは  
ないでしょうか？  
・要望と受け止められます。  
(その考え)  
・根拠ではなく、要望になっていま  
す。

(条例案に明記すべき事項)

市は、~~就学時はもとより就学前の幼保を含め~~障がい児に対し、教育の包括的な支援を行わねばならないこと。

(その考え)

現状は、障がい児の希望(具体的な希望を挿入する必要があるものと考えます。)や保護者の希望(具体的な希望を挿入する必要があるものと考えます。)がかなわないため。

(条例案に明記すべき事項)

市は、義務教育の中で障がいの正しい理解を得られるようカリキュラム等に位置付けるとともに、児童、生徒、保護者等に対して、福祉教育を行ってほしいこと。

(その考え)

再考したほうがよいものと考えます。

	<p>(条例案に明記すべき事項) 教職員に対し、障がいについて、研修をはじめレベルアップをするべき。</p> <p>(その考え) 教職員での障がい児(者)の正しい理解が不十分と思われる。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、特別支援学校や普通校等との連携や調整を図るため教育センター等を設立する。</p> <p>(その考え) 横の連携(県立・市立)を調整し、障がい児が安心出来るようにしてほしい。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え) ・思われるでは、根拠となりません。</p> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え) ・等とは、何を包括しているのですか? ・なぜ、連携や調整が必要なのかという根拠を示す必要があるものと考えます。 ・根拠ではなく、要望になっています。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項) 教職員に対しは、障がいについて、<del>研修をはじめレベルアップをするべき</del>受けるなどにより、障がいに対する理解を深めること。</p> <p>(その考え) 再考したほうがよいものと考えます。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、特別支援学校や普通学校等との連携や調整を図るため教育センター等の機関を設立すること。</p> <p>(その考え) 再考したほうがよいものと考えます。</p>
--	--	--	---

<p>障害者基本法 (文化的諸条件の整備等) 第25条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸</p>	<p>(条例案に明記すべき事項) 市は、外国籍の児童(障がい児含)に対しても、就学、福祉教育等されたし。</p> <p>(その考え) 別府市はAPUはじめ外国籍の人々が多い。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、教職員に対し「社会モデル」の考え方等を啓発し、障がい児(者)の正しいモデルを示してほしい。</p> <p>(その考え) 教職員が社会モデルの考え方の理解が不足している。</p> <p>⑦ 芸術文化・スポーツ</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 芸術文化、スポーツに参加する為には、サポート体制づくり、指導員の育成が必要である。又、参加できる場所、スポーツ芸術</p>	<p>(条例案に明記すべき事項) ・定義規定の話し合いが済んでいませんが、外国籍の児童が障がい児であれば、わざわざこの事項を明記する必要はないものと考えます。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) ・等とは、何を包括しているのですか? ・正しいモデルとは、何ですか? (その考え) ・理解が不足しているという根拠は何なのかを示す必要があるものと考えます。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) (その考え) ・どういった問題があるのかということを具体的に1つ又は2つ列挙したほうがよいと考えます。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項) <del>市は、外国籍の児童(障がい児含)に対しても、就学、福祉教育等されたし。</del></p> <p>(その考え) <del>別府市はAPUはじめ外国籍の人々が多い。</del></p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、教職員に対し「社会モデル」の考え方等を啓発し、障がい児(者)の正しいモデルを示してほしいすこと。</p> <p>(その考え) 再考したほうがよいものと考えます。</p> <p>⑦ 芸術文化・スポーツ</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、障がい者が芸術文化、スポーツに参加する為には、<del>ことができるようサポート体制づくり、指導員の育成が必要であ</del></p>

<p>術、スポーツ等に関する活動の助成 その他必要な施策を講じなければ ならない。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>の種類に関する情報提供を積極的に行なうべき。</p> </div> <p>(その考え)</p> <p>この芸術文化、スポーツについて市民からの意見がないということでしたが、日中、平日は学校や作業所へ行っている障がい者（児）の土日の余暇活動場所、参加できるサポート体制、スポーツ・芸術を指導できる指導員の育成と派遣体制がなく、余暇活動の広報の仕方など<b>問題</b>がある。</p> <p>⑧ 生活支援</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市及び相談支援事業者は、相談及び支援に当たっては、<b>障害当事者</b>やその家族の人権に配慮し、地域で自立した生活をする上で必要なサービスの情報提供ならびに支援を行うこと。</p> </div>	<p>(その考え)</p> <p><del>この芸術文化、スポーツについて市民からの意見がないということでしたが、</del>日中、平日は学校や作業所へ行っている障がい者（児）の土日の余暇活動場所、参加できるサポート体制、スポーツ・芸術を指導できる指導員の育成と派遣体制がなく、<b>また、</b>余暇活動の広報の仕方などに<b>問題（具体的な問題を挿入する必要があります。）</b>があるため。</p> <p>⑧ 生活支援</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市及び相談支援事業者は、相談及び支援に当たっては、<b>障がい当事者</b>やその家族の人権に配慮し、地域で自立した生活をする上で必要なサービスの情報提供ならびに<b>及び</b>支援を行うこと。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><del>る、情報提供を行うこと。又、参加できる場所、スポーツ芸術の種類に関する情報提供を積極的に行なうべき。</del></p> </div> <p>(その考え)</p> <p><del>この芸術文化、スポーツについて市民からの意見がないということでしたが、</del>日中、平日は学校や作業所へ行っている障がい者（児）の土日の余暇活動場所、参加できるサポート体制、スポーツ・芸術を指導できる指導員の育成と派遣体制がなく、<b>また、</b>余暇活動の広報の仕方などに<b>問題（具体的な問題を挿入する必要があります。）</b>があるため。</p> <p>⑧ 生活支援</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市及び相談支援事業者は、相談及び支援に当たっては、<b>障がい当事者</b>やその家族の人権に配慮し、地域で自立した生活をする上で必要なサービスの情報提供ならびに<b>及び</b>支援を行うこと。</p> </div>
---	---	---	---

	<p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種障害者手帳を申請する者に対する現在の相談支援が不十分であると考えている。医療や福祉サービスは多岐に渡り、急性期の当事者や家族の苦悩や混乱は容易に想像ができ、心身両面の支援及び医療費、福祉サービス費等金銭に係る助成制度の周知に関する支援は必要不可欠である。医療と介護が連携し、行政の待ちの姿勢ではなく一層の積極的な相談体制を図るべきであると考えています。</li> <li>精神障がいのある方への24時間365日のサポート支援を実施するための電話を含めた相談窓口の設置。</li> </ul>	<p>条例に基づく具体的な施策となっています。</p>	<p>と。</p> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(相談支援が不十分である根拠を挿入する必要があるものと考えます。) 各種障害者手帳を申請する者に対する現在の相談支援が不十分であると考えている。医療や福祉サービスは多岐に渡り、急性期の<b>当事障がい</b>者や家族の苦悩や混乱は容易に想像ができ、心身両面の支援及び医療費、福祉サービス費等金銭に係る助成制度の周知に関する支援は必要不可欠である。医療と介護が連携し、<del>行政の待ちの姿勢ではなく</del><b>より</b>一層の積極的な相談体制を図るべきであると考えています。</li> <li><del>精神障がいのある方への24時間365日のサポート支援を実施するための電話を含めた相談窓口の設置。</del></li> </ul> <p>(取り組むべき具体的な施策)</p> <p>精神障がいのある方への24時間365日のサポート支援を実施するための電話を含めた相談窓口の設</p>
--	--	-----------------------------	---

## 障害者基本法

(相談等)

### 第23条

2 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。

(条例案に明記すべき事項)

市は、相談及び支援に当たっては、**事業者**及び様々な相談機関や関係機関との連携を図り、総合的な相談体制の確立及びそれら相談窓口へつなぐためのワンストップ体制の家族を含めたピアサポートの仕組みを構築すること。

(その考え)

- ・様々な相談窓口があるために返ってどこに相談をすればよいか分からない現状があるため、現相談事業所と身近にある相談場所から必要な相談先に繋げサービス支援を行うしくみが必要であると考えます。

(条例案に明記すべき事項)

市及び相談支援事業者は、相談及び支援の際に必要な専門技術ならびに職業倫理の向上に努めなければならない。

(条例案に明記すべき事項)

(その考え)

(条例案に明記すべき事項)

(その考え)

- ・1日当たり1事業所の相談件数を単純計算した場合、7件(10,696

置。

(条例案に明記すべき事項)

市は、相談及び支援に当たっては、事業者及び様々な相談機関や関係機関との連携を図り、総合的な相談体制の確立及びそれら相談窓口へつなぐ**繋ぐ**ためのワンストップ体制の家族を含めたピアサポートの仕組みを構築すること。

(その考え)

- ・様々な相談窓口があるために返ってどこに相談をすればよいか分からない現状があるため、現相談事業所と身近にある相談場所から必要な相談先に繋げ、サービス支援を行うしくみが必要であると考えます。

(条例案に明記すべき事項)

市及び相談支援事業者は、相談及び支援の際に必要な専門技術ならびに**並びに**職業倫理の向上に努めなければならない**るこ**

	<p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、別府市の委託を受けている相談支援事業所が4か所、指定相談支援事業所が2か所在るが、相談件数から鑑みて、事業所数ならびに相談員の人数が少ないと感じる。</li> </ul> <p>県は委託の見込みのある事業所しか指定を出さないと新規の申請すら門前払いしているが、指定相談事業所を拡充し、利用者への選択肢の拡充やより密で質の高い相談支援体制を整備する必要があると考えます。また、事業所や相談員の質やスキル、経験の向上のため、現場に即したさらなる研修を実施すること。</p>	<p>件÷365日÷4事業所)となるが、相談件数から鑑みて、事業所数と相談員数が少ないとなぜ感じるのかという具体的な根拠を示す必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所数と相談員数が少ないと感じていることと、条例案に明記すべき事項とすることとの関連が分かりづらいです。</li> <li>・県は委託の見込みのある事業所しか指定を出さないと新規の申請すら門前払いをしているという根拠は何ですか？</li> <li>・「また」以降は、条例に基づく具体的な施策となっています。</li> </ul>	<p>と。</p> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、別府市の委託を受けている相談支援事業所が4か所、指定相談支援事業所が2か所在るが、相談件数から鑑みて、(具体的な根拠を挿入する必要があるものと考えます。)事業所数ならびに及び相談員の人数が少ないと感じる。</li> </ul> <p>県は委託の見込みのある事業所しか指定を出さないと新規の申請すら門前払いしているが、指定相談事業所を拡充し、利用者への選択肢の拡充やより密で質の高い相談支援体制を整備する必要があると考えます。<del>また、事業所や相談員の質やスキル、経験の向上のため、現場に即したさらなる研修を実施すること。</del></p> <p>(取り組むべき具体的な施策)</p> <p>事業所職員や相談員の質やスキル、経験の向上のための現場に即したさらなる研修の実施。</p>
--	---	--	---

## 障害者基本法

(情報の利用におけるバリアフリー化等)

第22条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

### (条例案に明記すべき事項)

市は、情報を利用することが困難な障がい者に対し、またはそれら障がい者をサポートする事業者に対して、情報通信の技術を利用しやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。

(その考え)

- ・障がい特性に合わせた合理的配慮の実施。
- ・視覚障がい者協会等との連携により点字プリンターの貸し出しやプリントアウトサービス(有料)の実施。

### (条例案に明記すべき事項)

市及び事業者は、行事、イベント、研修、会議等を開催する際ならびに生活に必要不可欠な情報の提供及び通信を行うとき

### (条例案に明記すべき事項)

(その考え)

- ・根拠になっていません。条例に基づく具体的な施策となっています。

### (条例案に明記すべき事項)

(その考え)

- ・根拠になっていません。条例に基づく具体的な施策となっています。

### (条例案に明記すべき事項)

市は、情報を利用する得ることが困難な障がい者に対し、またはそれら障がい者をサポートする事業者に対して、情報通信の技術を利用しやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならないこと。

(その考え)

再考したほうがよいものと考えます。

(取り組むべき具体的な施策)

- ① 障がい特性に合わせた合理的配慮の実施。
- ② 視覚障がい者協会等との連携により点字プリンターの貸し出しやプリントアウトサービス(有料)の実施。

### (条例案に明記すべき事項)

市及び事業者は、行事、イベント、研修、会議等を開催する際ならびに並びに生活に必要不可欠な情報の提供及び通信を行

<p>障害者基本法 (情報の利用におけるバリアフリー化等) 第22条 2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野</p>	<p>は、意思疎通が困難な障がい者に対し、それぞれの障がいの特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うものとする。</p> <p>(その考え) ・聴覚障がいのある方への手話通訳、要約筆記の準備。視覚障がいのある方への配布物の点字化等、障がい特性に合わせた合理的配慮の実施。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、災害発生時や緊急時に自治会や民生委員・児童委員、事業者等の各関係機関と連携し要援護者である障がい者に対して、その障がい特性に合わせた情報提供を迅速かつ正確に行わなければならない。</p> <p>(その考え) ・避難所や福祉避難所に関する情報</p>	<p>す。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) (その考え) ・根拠になっていません。条例に基づき具体的な施策となっていない。</p>	<p>うときは、意思疎通が困難な障がい者に対し、それぞれの障がいの特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うものとする。</p> <p>(その考え) 再考したほうがよいものと考えます。</p> <p>(取り組むべき具体的な施策) ① 聴覚障がいのある方への手話通訳、要約筆記の準備。 ② 視覚障がいのある方への配布物の点字化等、障がい特性に合わせた合理的配慮の実施。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、災害発生時や緊急時に自治会や民生委員・児童委員、事業者等の各関係機関と連携し要援護者である障がい者に対して、その障がい特性に合わせた情報提供を迅速かつ正確に行わなければならないこと。</p> <p>(その考え) 再考したほうがよいものと考えます。</p>
--	--	--	--

における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

提供や避難支援のしくみを整備。  
・避難先での障がい特性に合わせた情報提供と支援をつなぐしくみを作る。

(条例案に明記すべき事項)

市は、障がい者への差別や虐待が起きた際には相談及び調停を行う委員会を設置すること。

(その考え)

・差別や虐待が発生した際の解決に向けた相談窓口と解決のしくみづくりを整備。

(条例案に明記すべき事項)

市は、障がい者はみんな違うという理解のもと住み慣れた家において、安心して日常生活を送れるよう必要な施策を講じること(当事者や家族と話し合う姿勢が大切)

(その考え)

(条例案に明記すべき事項)

(その考え)

・なぜ、委員会の設置が必要なのかという根拠を示す必要があるものと考えます。

(条例案に明記すべき事項)

・「ノーマライゼーション理念に基づく誰もが住み慣れた地域の中で安心して住み続けられる」ということをどのように盛り込むのか?

(その考え)

・根拠になっていません。条例に基

す。

(取り組むべき具体的な施策)

- ① 避難所や福祉避難所に関する情報提供や避難支援の仕組みを整備。
- ② 避難先での障がい特性に合わせた情報提供と支援を繋ぐ仕組みを作る。

(条例案に明記すべき事項)

市は、障がい者への差別や虐待が起きた際には相談及び調停を行う委員会を設置すること。

(その考え)

再考したほうがよいものと考えます。

(条例案に明記すべき事項)

市は、障がい者や家族と話し合う姿勢を大切に、障がい者はみんな違うという理解のもと住み慣れた家において、安心して日常生活を送れるよう必要な施策を講じること。~~(当事者や家族と話し合う姿勢が大切)~~

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その人に合わせた個別サービスの充実を図る</li> <li>・相談業務の充実を図る</li> <li>・親が亡くなった時の支援体制の整備</li> <li>・親が病気になったり緊急時の受け入れ体制などのサービスの整備</li> <li>・知的、精神のグループホームの充実を図る</li> <li>・在宅支援者の人材育成と保障の充実を図る</li> <li>・別府市民に対して地域で支援するという気運をじょうせいする</li> <li>・保護者が気がねなく話し合える場づくり</li> <li>・緊急時のみまもり体制は複数の方法で地域をまき込んで行う</li> </ul>	<p>づく具体的な施策となっ ていま す。</p>	<p>(その考え)</p> <p>再考したほうがよいものと考えま す。</p> <p>(取り組むべき具体的な施策)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① その人に合わせた個別サービスの充実を図る。</li> <li>② 相談業務の充実を図る。</li> <li>③ 親が亡くなった時の支援体制の整備。</li> <li>④ 親が病気になったり緊急時の受入体制などのサービスの整備。</li> <li>⑤ 知的、精神のグループホームの充実を図る。</li> <li>⑥ 在宅支援者の人材育成と保障の充実を図る。</li> <li>⑦ 別府市民に対して地域で支援するという気運を醸成する。</li> <li>⑧ 保護者が気がねなく話し合える場づくり。</li> <li>⑨ 緊急時の見守り体制は複数の方法で地域を巻き込んで行う。</li> </ol>
--	---	-----------------------------------	---

	<p>⑨ その他</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>なし。</p> </div> <p>(その考え)</p> <p>所得保障と親亡き後の問題について、今後、細分化して議論していきます。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p> <p>・いつ細分化して議論するのか？</p>	<p>⑨ その他</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>なし。</p> </div> <p>(その考え)</p> <p>所得保障と親亡き後の問題について、今後、細分化して議論していきます。</p>
--	--	---	--